# 外国人のための税務相談会 2019

豊橋市国際交流協会では、外国人のための税務相談会をポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語の通訳付きで開催します。

**無料**
**予約必要**
**12月17日～**

① ２０１８年に年末調整を受けていない方
② 転職か、無職になった方
③ 扶養家族の申請をしなかった方（扶養家族のため外国へ送金を含む）
④ ２か所以上の職場から給与をもらった方
⑤ 世帯合計で一定額以上の医療費を支払った方（１０万円以上）
⑥ 世帯合計で１２，０００円の以上ＯＴＣ医薬品を購入された方
⑦ 国民健康保険や生命保険に加入していて、控除していない方

| | |
|---|---|
| と　き： | **平成３１年２月３日（日）／２月１０日（日）**　１０：００～１６：００ |
| 場　所： | 豊橋市役所13階　講堂 |
| 通　訳： | ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語 |
| 予　約： | 必ず必要（電話、メール）<br>(1. 名前（在留カード）、2. 住んでいる市町、3. 国籍、4. 電話番号、5. 平成何年度分、6. 申告内容) |
| 定　員： | 一日に 80名まで（先着順） |
| 主　催： | 豊橋市　（豊橋市国際交流協会受託） |
| 共　催： | 東海税理士会豊橋支部、NPO法人ABT豊橋ブラジル協会、TFA豊橋フィリピン協会 |

## 必要な書類（全員）

1. 源泉徴収票（原本）
2. 在留カード(+両面コピー)
3. マイナンバー(+両面コピー)
4. 銀行の通帳　(+コピー)
5. 印鑑

必要な書類　（書類は申告の内容により異なります）

追加資料

**日本の扶養家族**
・家族全員の在留カードとマイナンバー（+ 両面コピー）

**海外の扶養家族（海外送金）**
・出生証明書や結婚証明書（必ず原本で日本語の訳付き）
・送金依頼書(各扶養)

**医療費**
・医療機関発行の領収書、OTC医薬品のレシートや領収書(12000円以上)＋健診等の証明書

**医療保険、生命保険**
・国民保険、社会保険、生命保険の支払額のわかるもの

**住宅ローン控除**
・住宅借入金等特別控除額の計算明細書、住宅ローンの年末残高等証明書

**予約・問合せ：**
豊橋市国際交流協会　（駅前大通2－33－1　開発ビル 3階）
電話番号：**0532-55-3671**（10:00～17:00）　メール：guida@tia.aichi.jp